

令和5年(フ)第1000号
破産者 株式会社チェンジ・ザ・ワールド

破産管財人報告書(4)

令和6年10月25日

破産管財人 野田 聖子

第1 令和6年6月28日以降の破産管財業務の概要

1 破産財団の状況

現在の破産財団の状況は、財産目録及び収支計算書記載のとおりであり、令和6年10月25日現在の破産財団の残高は11億6099万9634円である。

当職において、令和6年6月28日以降に行った管財業務のうち、主なものは以下のとおりである(以下、当職作成令和6年6月27日付「破産管財人報告書(3)」にて報告した内容を「前回報告」という)。

2 電力会社からの売電収入

当職は、前回報告以降、各電力会社から破産者の保有発電所に係る売電収入合計2064万7145円を回収した。

3 各発電事業の譲渡の実行等

前回報告のとおり、当職は承継先との間で令和5年11月6日付け事業譲渡契約(以下「本件事業譲渡契約」という)を締結し、これに基づき、これまでに合計91件の太陽光発電所に係る事業の譲渡を実行し、譲渡代金(内金含む)として合計5億9677万0761円(税込額)を破産財団に組み入れている。

残る譲渡実行未了の太陽光発電所(31件)は、いずれも農地の上に設置されている営農型発電所であるため、事業譲渡を実行するためには、承継先において、対象となる発電所の所在地を管轄する農業委員会から農地法上の

許可を得る必要がある。承継先は、既に当職と協議を重ねた上で、必要書類の準備を整え、上記31件全てについて、各農業委員会に許可申請済みであり、現在、各農業委員会で審議されている状況にある。

当職は、かかる農業委員会の許可が下り次第、残る31件の太陽光発電所の事業譲渡を速やかに実行する予定である。

4 訴訟提起による債権回収

当職は、破産手続開始前に破産者が株式会社 makethe paradise との間で行った発電設備等の売買に関連し、同社が負担すべき売電収入相当額の返還請求にかかる債務不履行責任について、同社を被告として、合計110万7689円の損害賠償請求訴訟を提起し、現在、訴訟追行中である。第一審訴訟は審理の終盤に差し掛かっているが、現時点では訴訟の終結時期は未定である。

5 財団債権の弁済

令和6年6月17日に消費税の還付を受けて山形税務署との間で債権債務関係が整理できたことに加え、本件においては財団不足とならないことが明らかな状況であることから、当職は、公租公課庁40か所に対し、同年7月31日までに、破産手続開始時点の財団債権たる公租公課全額8042万4145円を弁済した。

第2 第177条1項の規定による保全処分又は第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

当職において、破産者の計算書類や各種資料を調査し、関係者にヒアリングする等して、役員による違法行為及び違法行為と相当因果関係のある破産者に生じた損害の有無等、第177条1項の規定による保全処分又は第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無について、現在も調査継続中である。

第3 破産財団の概要（令和6年10月25日現在）

破産者	破産財団の現在残高
株式会社チェンジ・ザ・ワールド	11億6099万9634円

※ 財団収集額から管財業務に要した支出控除後の現在残高

第4 確定一般破産債権額（劣後的破産債権額及び約定劣後破産債権を含まない）（令和6年10月25日現在）

債権の種類	債権額
確定一般破産債権	33億5160万0289円

※未確定一般破産債権額4514万3053円及び額未定を含まない。

第5 今後の管財業務

当職は、現在、営農型発電所31件に関する農地法上の許認可の取得等に向けた準備、対応を進めており、今後も破産財団に属する発電所の換価業務及び上記第1・5記載の訴訟追行等を継続していく。

前回報告時から継続して、営農型発電所について、農地法上の許認可を取得するために必要な作業を実施しているところ、今後もこれらの手続を含めた承継手続に多数の作業と相当の時間を要する状況であり、換価完了まで一定の期間を要することが見込まれる。

第6 破産手続の進行

現段階において、一般破産債権に配当できる可能性が高いと考えられる。当職としては、今後、財団債権を弁済するとともに、経費を節約し、各発電所の発電・売電事業の譲渡等、破産財団の増殖に努める所存である。

各発電所の発電・売電事業の売却活動をはじめとする管財業務が完了するまでには、一定の期間を要する見込みであり、換価完了時期、配当時期及び破産手続の終結時期については未定である。

以上